

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-01-01	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	民生委員推薦会費		部課名	福祉部福祉推進課	課長名	山本	
			担当者名	木村	内線	2616	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）	01-03-01	民生委員推薦会費					
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）			建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	21年度	根拠	民生委員法・施行令、荒川区民生委員推薦会設置要綱、東京都民生委員児童委員選任要綱		
終期設定	有	無	年度	法令等			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準			計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	02-11	福祉の基盤整備				
目的	地方自治法第202条の3に基づく附属機関として、民生委員・児童委員の選任にあたり、社会的要請に即応した的確な民生委員候補者を選出することを目的とし設置する。						
対象者等	民生委員推薦会委員14名（うち、委員報酬支払対象者は12名）、任期3年 [任期：平成25年10月1日～平成28年9月30日]						
内容	<p>民生委員・児童委員に欠員が生じた場合に、推薦会を開催し、候補者を決定し、東京都知事あて推薦する。会議は非公開とする。委員の半数以上の出席で成立。厚生労働大臣からの民生委員の委嘱日は次のとおり。</p> <p>ア 東京都社会福祉審議会民生委員審査分科会で審査対象とする候補者 年4回[4・7・10・1月期]（一斉改選年度は、年3回[4・7・12月期]）</p> <p>イ 東京都社会福祉審議会民生委員審査分科会で審査を省略する候補者 年12回[毎月] 審査対象とする候補者「要説明者」に該当するもの 常勤の被雇用者 現住所在住3年未満の者 担当区域（隣接区域を含む）外居住者 元民生委員 民生委員協議会出席率60%未満の者（一斉改選時の再任者） 活動記録提出率80%未満の者（一斉改選時の再任者）</p>						
経過	昭和21年10月「方面委員令」と「民生委員令」の制定により民生委員の公平かつ民主的な人選を図るために設けられた組織である。昭和23年7月「民生委員法」の公布、昭和28年8月改正により、民生委員推薦会の組織改正、平成25年6月改正により推薦会委員の要件等の改正が行われた。						
必要性	法令に基づき必置である。						
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
予算額	263	263	441	263	263	422	263	
決算額（26年度は見込み）	146	1	330	181	130	422	263	
人件費等	3,388	3,258	3,174	3,237	1,239	2,495		
減価償却費			1,453	1,400	484	1,014		
【事務分担量】（%）	40	40	50	45	15	30		
合計（+ +）	3,534	3,259	4,957	4,818	1,853	3,931	263	
特定財源								
国								
都	民生委員推薦会費都負担金	146	0	300	180	129	421	246
その他								
一般財源	3,388	3,259	4,657	4,638	1,724	3,510	17	
実績の推移	事項名							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
開催回数	2回	0回	5回	3回	2回	6回	3回	
委員報酬（単価）	6,900円	6,900円	6,900円	6,900円	6,900円	6,900円	6,900円	
民生委員・児童委員定数（年度末）	198	198	200	200	200	200	200	
主任児童委員定数（年度末）	14	14	15	15	15	15	15	

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	委員報酬	124	報酬	委員報酬	401	報酬	委員報酬	249
食料費	当日賄い	4	需用費	当日賄い	12	需用費	当日賄い	7
役務費	郵便料	2	使用料等	使用料及び賃借料	5	使用料等	使用料及び賃借料	3
	使用料及び賃借料 会場使用料		役務費	郵便料	4	役務費	郵便料	4

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	民生委員推薦会開催数	3	2	6	3	3	19年度、22年度、25年度は一斉改選
	委員現員数（年度末）	199(15)	200(15)	200(15)	200(15)	200(15)	民生・児童委員数(主任児童委員数)
	充足率	100	100	100	100	100	委員実績数÷委員定数

（問題点・課題 分析）	<p>近年、高齢者の孤独死や自殺者の増加、児童や高齢者への虐待などが増加し、地域における民生委員の役割への期待が大きくなっている。民生委員が関わる事項は多様化かつ複雑化し業務量が年々増加しているため、地区によっては候補者が挙がらず、適任者の確保が困難な状況にある。</p> <p>また昨年のも民生委員法改正により民生委員の毎月委嘱が可能になったことにより、今後は民生委員推薦会の開催増加や委嘱事務の煩雑化が見込まれる。</p>
	<p>（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）</p>
他区の実況	

問題点・課題の改善策	
平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
<p>民生委員・児童委員の欠員の地区については、町会の協力のもとPTAなど若い世代にも呼びかけ候補者の確保に取り組む。</p>	<p>従来の候補者の確保は前任の委員に探してもらうことが基本だが、地域福祉に関心のある住民への行政からのアプローチ等を検討する。</p>
<p>民生委員推薦会の開催の増加が見込まれるため、一度の開催につきより多くの候補者の審議が出来るように、推薦会の開催が決まった際には他の欠員のある地区へ呼びかけをする。</p>	<p>民生委員と行政・関係機関とのつながりを強化し、民生委員の業務量の適正化を検討する。</p>

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
推進	推進	法令に定められた事務事業であり、適切な運用を図る必要がある。

議 会 要 旨 状	23年三定 ・ 民生委員のなり手不足について
-----------------------	------------------------

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-01-02	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	民生委員活動費		部課名	福祉部福祉推進課	課長名	山本	
			担当者名	中村	内線	2616	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）	01-04-01	民生委員活動費					
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）		建設事業		それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	21年度	根拠	荒川区民生委員・児童委員及び民生・児童委員協力員に対する活動費及び事務費の支給要綱		
終期設定	有	無	年度	法令等			
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	02-11	福祉の基盤整備				
目的	民生委員・児童委員協議会の行う事業に対し、補助金の交付やその活動への支援を適切に行うことにより、区民が効果的な社会福祉サービスに結び付きやすい環境を整える。						
対象者等	民生委員・児童委員：定数215名(会長1名・地区会長6名・一般委員193名・主任児童委員15名) 民生・児童委員協力員：定数21名(1地区民児協に対し3名まで)						
内容	<p>【活動費・事務費の支出、協議会運営等に要する費用の負担】</p> <p>民生委員・児童委員及び民生・児童委員協力員に対し、活動のための交通費等の活動費を4ヶ月毎に支給する。民生委員・児童委員に対して連絡通信費等の事務費を年度当初に支給する。また、協議会運営等に要する費用に対して適切な補助を行う。</p> <p>【協議会の主要事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> 民生委員協議会を7地区(南千住東・南千住西・荒川・町屋・東尾久・西尾久・日暮里)で月1回開催。民生委員活動について、委員同士での意見交換・情報共有を行う。 7つの専門部会(児童福祉・障がい者福祉・生活福祉・高齢者福祉・子育て支援・主任児童委員・広報)による部会活動を実施。各専門部会で、福祉についての意見交換や研修を実施する。施設見学等の全体研修会を年に1～2回実施する。広報部会では機関紙「みんきょう」を年に2回発行する。 						
経過	民生委員・児童委員数は、平成26年6月1日現在で210名(南千住東地区23名、南千住西地区：28名、荒川地区34名、町屋地区30名、東尾久地区26名、西尾久地区25名、日暮里地区44名)。民生・児童委員協力員数は6名(南千住西地区1名、荒川地区3名、西尾久地区2名)。民生委員協議会に対する管外視察研修補助金については、15年度～22年度には一人当たり5,000円支給していたが、23年度から一人当たり8,000円に増額した。						
必要性	民生委員・児童委員、民生・児童委員協力員が、職務を遂行するために必要な交通費や通信連絡費、毎月の会議にかかる経費、福祉制度に関する知識を習得するための各種研修の参加費用など、支援の必要性は高い。						
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算額		33,392	33,381	34,571	34,534	33,968	35,065	34,170
決算額（26年度は見込み）		31,985	32,328	32,992	32,783	33,413	34,144	34,170	
人件費等		8,470	8,144	9,836	9,710	7,848	13,307		
減価償却費				4,068	1,400	3,066	5,408		
【事務分担量】（%）		100	100	140	135	95	160		
合計（+ +）		40,455	40,472	46,896	43,893	44,327	52,859	34,170	
特定財源	国								
	都	民生委員・児童委員費都負担金	23,209	23,319	23,898	23,555	23,750	24,374	23,478
	その他								
	一般財源	17,246	17,153	22,998	20,338	20,577	28,485	10,692	
実績の推移	事項名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
	民生委員・児童委員定数（年度末）	212	212	215	215	215	215		
	協力員定数（年度末）	18	18	21	21	21	21		
	民生委員協議会開催日数	46	46	48	53	53	53		
	相談・支援件数（延べ）	3545	3191	3326	3327	3725	3053		

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	活動費	30,004	報償費	活動費	30,104	報償費	活動費	30,342
負担金補助等	事業補助金、管外施設視察研修補助金	2,951	負担金補助等	事業補助金、管外施設視察研修補助金	3,001	負担金補助等	事業補助金、管外施設視察研修補助金	3,219
食糧費	民生委員協議会賄い	109	需用費	民生委員協議会賄い等	856	需用費	民生委員協議会賄い等	352
一般需用費	名簿貼り込みシール印刷ほか	171	役務費	民生委員協議会開催通知郵送料等	109	役務費	民生委員協議会開催通知郵送料等	165
役務費	民生委員協議会開催通知郵送料等	113	使用料等	合同民生委員協議会会場使用料	50	使用料等	合同民生委員協議会会場使用料	76
使用料及び賃借料	合同民生委員協議会会場使用料	58	役務費	感謝状筆耕委託料、ボランティア活動保険料	12	旅費	管外施設視察研修職員参加旅費	16
職員旅費	管外研修職員随行旅費	7	旅費	管外施設視察研修職員参加旅費	12			

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	民生委員・児童委員定数	215	215	215	215	215	
	民生委員協議会出席率	0.918	0.92	0.92	0.95	0.96	出席委員数÷委員現数
	ひと声運動対象者のべ人数	7491	7845	8302	8500	8600	

（問題点・課題分析）	高齢者・障がい者・子育て世帯・生活困窮者等、地域の身近な「相談相手」で、専門機関への「つなぎ役」である民生委員・児童委員の活動領域は拡大している。民生委員・児童委員活動の重要度が増しているなか、委員への負担も大きなものとなってきている。民生委員・児童委員の活動のPRを含め、委員1人ひとりへの適切な支援が求められている。
	（実施 12 区 未実施 10 区 不明 0 区） ・活動費を上乗せしている区：12区 千代田・中央・港・文京・台東・目黒・大田・中野・北・練馬・足立・葛飾 ・活動費とは別に、補助金という形で上乗せ相当分を支出している区：3区
他区の実況	

問題点・課題の改善策		
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
	一斉改選後の新体制で迎える新たな年度であるため、各地区民児協への支援、委員1人ひとりのサポートを適切に行う。	民生委員・児童委員の日活動強化週間を含め、民生委員・児童委員活動についてのPR活動の機会・内容を充実させる。
	民生委員・児童委員活動が円滑に行えるように、パネル展示や民生委員による声掛けの機会を充実し、区民に荒川区民生委員・児童委員協議会の活動を広く周知する。	引き続き、荒川区民生委員・児童委員協議会の活動について、広く周知活動を行う。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
推進	推進	民生委員・児童委員活動は、地域福祉の各分野において重要な役割を果たしており、区が支援する意義は大きい。

議会議事録（要旨）	23年三定 民生委員はどのような仕事をし、一人当たりどれぐらいの世帯数を担当するのか。また、適任者の確保が難しい中、定数や定年制をどのように考えていくのか。さらにOBの方々の力を活用するべきではないか。
-----------	--

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-01-03	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	生業資金貸付事業		部課名	福祉部福祉推進課	課長名	山本	
			担当者名	金田	内線	2615	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）							
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）		建設事業		それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成	29 年度	根拠法令等	荒川区生業資金貸付条例、同施行規則、同事務取扱規程、同事業実施要領			
終期設定	有 無	年度					
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	02-11	福祉の基盤整備				
目的	一般金融機関などから融資を受けることが困難な区民に対し、独立した生計を立てるために必要な生業資金を貸し付け、生活の安定を図る。						
対象者等	個人で営む、規模の小さい事業によって生計を立てていて、1年以上区内に居住している区民で、一般の金融機関や区の他の貸付等から設備資金を借りる事が困難な所得の低い世帯。ただし、住民税・国民健康保険料を完納していること。						
内容	<p>【貸付要件】 ・区内に引き続き1年以上居住していること ・主として、この借入金による職業によって生計をたてること ・事業計画が具体的で、直ちに開始できること ・住民税及び国民健康保険料を完納していること（ただし、非課税でも可） ・確実な連帯保証人がいること ・区からこの貸付金を借りた方は、その元金を完済していること</p> <p>【限度額】200万円【利率】年1.00%【返還方法】元利均等月賦償還(54回払い)5年以内（据置期間6ヶ月含む）【延滞金】延滞元金につき10.95%【審査員メンバー】福祉部長・福祉推進課長・生活福祉課長・福祉推進課地域福祉係長・その他部長が指定する者</p> <p>【滞納整理】平成22年度荒川区債権管理条例の制定に伴い貸付台帳の整理・調査</p> <p>【不納欠損】債権放棄5件・時効の援用9件（25年度）</p>						
経過	<p>東京都より移管 昭和40年4月1日</p> <p>限度額の推移 昭和61年度100万円 120万円 平成2年度120万円 150万円 3年度から200万円</p> <p>貸付相談回数 平成9年度126回 12年度45回 16年度13回 19年度5回 20年度2回</p> <p>貸付件数 平成9年度2件 10年度1件 12年度1件 13年度1件 その後貸付実績なし</p> <p>年利率 平成5年度までは3%だったが、6年度から1%に規則改定</p> <p>平成8年度まで、同和と一般生業貸付の2本だったが、9年度から一般生業に一本化</p> <p>平成22年度 荒川区債権管理条例の制定に伴い、滞納整理の強化。調査業務委託（8月4日～12月20日）により、台帳の整備及び借受人への意思確認による不納欠損処理の実施（債権放棄・時効の援用）</p> <p>平成25年4月 生業資金貸付条例を廃止し、滞納整理業務のみ行う。</p>						
必要性	平成14年度以降実績がなく、中小企業融資斡旋制度を利用していると推測される。その理由として、本制度は貸付対象が設備資金のみで運転資金でないこと、貸付金額が少ないことが考えられる。この制度のスタート時とは社会環境・経済環境も変化しており必要性は低く、現在滞納整理業務のみ。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 現在は、荒川区債権管理条例の制定に伴い、支払の意思確認調査と現在状況調査を実施し、滞納整理に努めている。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
予算額	24	24	960	53	27			
決算額（26年度は見込み）	6	5	922	12	16			
人件費等	2,541	2,443	4,360	2,117	2,478	832		
減価償却費			1,453	778	968	338		
【事務分担量】（%）	30	30	50	25	30	10		
合計（+ +）	2,547	2,448	6,735	2,907	3,462	1,170	0	
特定財源								
国								
都								
その他								
貸付金返還金等	159	257	1,373	217	542			
一般財源	2,388	2,191	5,362	2,690	2,920	1,170	0	
実績の推移	事項名							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
貸付件数	0	0	0	0	0			
相談件数（各年度末現在）	0	0	0	0	0			
貸付残高件数（各年度末現在）	188	188	134	51	32	14		
貸付残高金額（各年度末現在）	81128	80824	55009	26555	17421	7089		

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
一般需用費	納付書	11						
職員旅費	実態調査・債権管理	0						
役務費	現況調査票等送付用	1						
	調査・意思確認書送付用ほか	4						

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度見込み	目標値(27年度)	
標	意思確認書回答率（％）	8	43	22	24	40	回答数(2件)/送付件数(9件)
	債務者数	51	32	14	13	10	
	返還金（千円）	285	200	210	200	200	

（問題点・課題分析）	25年度貸付金返還金・210,500円 返還者7人 毎年滞納者へ現況調査・督促を実施しているが、借受人が自己破産、死亡又は生活保護受給者となった場合など返還の見込みのないケースが多い。 22年度に制定された荒川区債権管理条例に基づき、滞っている債権について不納欠損処理（債権放棄2,359,400円・5件、時効援用7,245,400円・9件）を実施したが、時効対象の債権がまだ残っている。 類似事業として、「中小企業融資」（区内産業の振興を目的に、中小企業に融資を斡旋し、利子及び信用保証料の一部を区が助成）や「社会福祉協議会の生業資金貸付」があり、貸付額が多く、運転資金も対象となっていることなどからそれらを利用することが多い。
	（他区の実況） （実施 1 区 未実施 21 区 不明 0 区） 実施：葛飾区。 廃止した区：62年度品川、8年度港、9年度北・江戸川、13年度墨田・新宿・文京、15年度渋谷・台東・板橋、16年度目黒・豊島、17年度千代田・江東・練馬、20年度大田・中野、21年度中央・世田谷、23年度杉並、24年度足立区、25年度荒川区の22区である。

問題点・課題の改善策		
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
	時効対象にならないものへの督促の強化	時効対象にならない者へ督促を強化する
	新たに時効対象となった者への意思確認書の送付	新たに時効対象となった者へ意思確認書を送付する
	滞納整理の強化	滞納整理の強化

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
休止・完了	休止・完了	新規貸付を停止し、滞納整理に特化する。

（議会要旨）	25年1定・生業資金貸付条例を廃止（平成25年4月1日施行予定）
--------	----------------------------------

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-01-04	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	応急資金貸付事業		部課名	福祉部福祉推進課	課長名	山本	
			担当者名	金田	内線	2615	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）	01-05-01	貸付金					
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）		建設事業		それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	45年度	根拠	荒川区応急資金貸付条例、同施行規則		
終期設定	有	無	年度	法令等	荒川区応急資金償還免除等処理要綱		
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	02-11	福祉の基盤整備				
目的	応急に必要とする費用の調達が困難な者に対し、資金を貸付けることにより、その生活の安定と生活意欲の増進を図る。						
対象者等	災害、傷病その他区長が定める理由により応急に資金を必要とし、かつ、資金を他から借り受けることが困難であり、貸付の資格要件に合致する者。						
内容	<p>【資格要件】・荒川区に引き続き3ヶ月以上居住している方。・世帯の生計中心者である方。・住民税及び国民健康保険料を完納している方。（ただし、非課税でも可）・他から資金を借りることが困難な方。・貸付を受けた資金の返済が確実である方。・現にこの資金の貸付を受けていない方。・確実な連帯保証人のある方。（ただし、貸付額が3万円以下で区長が不要と認めたときは省略することができる。）</p> <p>【応急に必要とする費用の種類と貸付限度額】 60万円まで(特認額)償還期間3年4ヶ月(40ヶ月)・災害等により、住宅・家財に被害を受けた為に必要とする費用・傷病の治療に要する費用・就職・修学・出産・冠婚葬祭に要する費用・区内転居のために要する費用 30万円まで(一般)償還期限2年6ヶ月(30ヶ月)・生活必需品(食料等)の購入費用・親族の看病、冠婚葬祭等やむを得ない理由による旅行に要する費用・居住家屋の賃貸契約更新のために必要な費用</p> <p>【無利子】【違約金】最終償還期限までに貸付金を返還しない時は、償還すべき金額につき年10.95%の割合をもって違約金を加算する。【不納欠損】債権放棄1件・時効の援用9件(25年度)</p>						
経過	<p>昭和45年4月 応急小口資金貸付事業開始</p> <p>平成2年4月 保証人不要の3万円貸し付け実施</p> <p>平成3年4月 応急資金貸付事業に名称変更。医療費、災害等に必要経費を60万円に増額</p> <p>平成6年4月 一般貸付の限度額15万円を30万円に増額。特認の枠を一律60万円に変更</p> <p>返済期間を最大40ヶ月以内に延長</p> <p>平成22年度 荒川区債権管理条例の制定に伴い、滞納整理の強化。調査業務委託(8月~12月)により、台帳の整備及び借受人への意思確認による不納欠損処理の実施(債権放棄・時効の援用)</p>						
必要性	生活の安定と生活意欲の増進を図るため、必要性はあるが、貸付け対象となる者が減少している。						
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) 連帯保証人が必要 【要件】東京都等の指定区域内に一年前から住所を有し、住民税・国民健康保険料の完納、一定の職業を有し独立の生計を営み保証能力が十分と認められること、等の要件が必要						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	予算額		2,047	2,047	5,537	1,593	1,276	900
決算額(26年度は見込み)		878	1,222	3,457	254	319	0	900
人件費等		3,388	3,258	436	2,964	2,478	1,663	
減価償却費				145	1,089	968	676	
【事務分担量】(%)		40	40	5	35	30	20	
合計(+ +)		4,266	4,480	4,038	4,307	3,765	2,339	900
特定財源	国							
	都							
	その他	貸付金返還金等	1,525	1,020	218	265	768	781
一般財源		2,741	3,460	3,820	4,042	2,997	1,558	0
実績の推移	事項名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	貸付件数 一般	5	4	0	1	1	0	
	貸付件数 特認	0	1	0	0	0	0	
	貸付残高件数(各年度末現在)	639	639	449	160	84	69	
	貸付残高金額(各年度末現在)	53320	53069	40878	20786	13677	12041	

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
貸付金	一般貸付・特認貸付	300	貸付金		0	貸付金		900
職員旅費								
一般需用費								
役務費	現況調査等郵送料	8						
	調査・意思確認書送付用ほか	11						
委託料								

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	意思確認書回答率（％）	13	9	14	12	40	回答数（2件）/送付件数（14件）
	債務者数	160	84	70	60	50	
	返還金	595	877	602	600	650	

（問題点・課題分析）	25年度貸付金返還金・現年度分180,000円 過年度分421,800円 現年度分返還者1人 過年度分返還者13人 毎年滞納者へ現況調査・督促を実施しているが、借受人が自己破産、死亡又は生活保護受給者となった場合など返還の見込みのないケースが多い。 22年度に制定された荒川区債権管理条例に基づき、滞っている債権について意思確認書により不納欠損処理を実施しているが、時効対象の債権がまだ残っているため引き続き意思確認を行い不納欠損処理等を実施する必要がある。 税・保険料の滞納者、多重債務者から相談が多く、新規の貸付決定が25年度はゼロ。 緊急小口貸付金・生活福祉資金など社会福祉協議会において同様の貸付事業があるため、廃止の検討必要。
	（他区の実況） （実施 21 区 未実施 1 区 不明 0 区） 実施機関が社会福祉協議会の区は次の6区。港、新宿、墨田、江東、品川、葛飾 文京区20年度より廃止

問題点・課題の改善策		
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
	時効対象にならないものへの督促の強化	まだ時効の対象にならない者への督促の強化
	新たに時効対象となった者への意思確認書の送付	新たに時効の対象になった者への意思確認書の送付
	滞納整理の強化	滞納整理の強化

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
継続	継続	現状の規模で継続する。

（議会要旨）	
--------	--

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-01-05	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	行旅死亡人等取扱費		部課名	福祉部福祉推進課	課長名	山本	
			担当者名	金田	内線	2615	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）	01-07-01	行旅死亡人等取扱費					
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）			建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	22年度	根拠	行旅病人及行旅死亡人取扱法第7条		
終期設定	有	無	年度	法令等	墓地、埋葬等に関する法律第9条		
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準			計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	02-11	福祉の基盤整備				
目的	<p><行旅病人> 滞在の外国人が緊急入院により医療費等の支払いに困窮するときは、人道上、国際道義上の観点から、医療給付等による救護を行う。</p> <p><行旅死亡人等> 行旅死亡人及び身元引受人のいない遺体を引き取り、埋火葬及び遺骨遺留金品の保管等を行い、公衆衛生社会秩序を保持する。</p>						
対象者等	<p>行旅病人及び行旅死亡人等</p> <p>1. 行旅病人 旅行中に病気などで歩行困難となり、入院治療を要する状態に陥りながら、療養の途を有せず、かつ救護者がいない者。（短期滞在の外国人のみ）</p>						
内容	<p>1. 行旅病人の取扱い</p> <p>行旅病人の認定は、区の実態調査に基づき東京都が判断する。救護は行旅病人を医療機関に入院させて行い、救護に要した費用は被救護者・扶養義務者の負担とする。費用の弁償が得られないときは、東京都へ請求する。行旅法第2条（市町村長の救護義務）行旅病人はその所在地市町村長これを救護すべし</p> <p>2. 行旅死亡人等の取扱い</p> <p>身元不明の死亡人、身元判明者で引取人のいない死亡人の埋火葬を行い、相続人・扶養義務者を調査し、関係者に通知する。死亡人の取扱いに要した費用請求する。</p> <p>行旅法第7条（行旅死亡人の埋葬、火葬）行旅死亡人あるときはその所在地市町村長はその状況、かおかたち、遺留物件、その他本人の認識に必要な事項を記録したる後その死体の埋葬又は火葬をなすべし</p> <p>墓理法第9条（市町村長の埋葬又は火葬の義務）死体の埋葬又は火葬を行う者がいないとき又は判明しないときは、死亡地の市町村長がこれを行わなければならない。</p>						
経過	<p>行旅病人の取扱いについて 平成2年度まで、緊急の場合に限って外国人の行旅病人に生活保護法を準用してきたが、その後、厚生省から生活保護法の準用を禁じる指示が出される。</p> <p>平成4年6月15日付、4福保第335号により東京都から「行旅病人の救護の再開について」通知を受理する。その骨子は、近年、生活保護の対象とならない行旅病人（短期滞在の外国人）が生じるようになったので、これらの者について行旅法による救護を再開し、都は、法第5条に規定する費用の弁償に応じることを決めたものである。</p>						
必要性	法令等に基づき実施する事務事業である。						
実施方法	<p>（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p><行旅病人> 発生後必要があれば救護。費用は扶養義務者の負担。 <行旅死亡人等> 発生後、遺体引取り埋火葬する。遺骨等保管。費用は相続人の負担。 とともに弁償が得られない時は都へ請求。</p>						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算額		1,992	2,090	2,102	1,803	2,184	2,955	1,502
決算額（26年度は見込み）		581	1,450	1,012	756	1,896	2,509	1,502	
人件費等		847	814	4,796	5,081	5,783	4,990		
減価償却費				1,598	1,866	2,259	2,028		
【事務分担量】（%）		10	10	55	60	70	60		
合計（+ +）		1,428	2,264	7,406	7,703	9,938	9,527	1,502	
特定財源	国								
	都	行旅病死亡人取扱費都負担金	710	881	629	363	284	360	1,502
	その他								
	一般財源	718	1,383	6,777	7,340	9,654	9,167	0	
実績の推移	事項名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
	【取扱件数】								
	官報掲載	4	0	1	0	1	2	2	
	行旅死亡人	5	15	13	14	19	19	17	
	行旅病人	0	0	0	0	0	0	0	

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
役務費	官報掲載料	13	委託料	埋火葬委託料	2,491	委託料	埋火葬委託料	1,200
委託料	埋火葬委託料	1,883	役務費	官報掲載料	18	役務費	官報掲載料	25
扶助費	行旅病人取扱費	0	扶助費	行旅病人取扱費	0	扶助費	行旅病人取扱費	277
	医療費	0						
	日用品費	0						
	被服費	0						

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	行旅病人	0	0	0	0	0	
	行旅死亡人等	14	19	19	17	18	

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> 一人暮らしの高齢者が自宅で死亡し、区で葬祭を行うケースが発生している。 相続人等を確認するための戸籍調査に時間がかかる。 死亡人の家族関係については個々様々であり、相続人等が判明し連絡をとった場合でも、ずっと音信不通であるなど死亡人とのそれまでの関係から費用弁償を得られないことが多い。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策	
平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
遺体引き渡し後の区の戸籍調査で親族が判明することも多いため、警察での身元照会の徹底を依頼する。	遺体引き渡し後の区の戸籍調査で親族が判明することも多いため、警察での身元照会の徹底を依頼する。
戸籍調査の結果、親族が判明した際には、遺体を区へ引き渡すまでの調査内容等の提供や協力を警察へ求める。	戸籍調査の結果、親族が判明した際には、遺体を区へ引き渡すまでの調査内容等の提供や協力を警察へ求める。
近年、家庭裁判所への申し立てが必要になるケース等複雑で困難なケースが増えており、それに対応するため職員のスキルアップを図る。	近年、家庭裁判所への申し立てが必要になるケース等複雑で困難なケースが増えており、それに対応するため職員のスキルアップを図る。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
継続	継続	行旅病人及び死亡人取扱法に基づく執行経費で、現状の規模で実施する。

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-01-06	戦略プラン	協働	業務	財務	人事																												
事務事業名	区営住宅等管理運営費		部課名	福祉部福祉推進課	課長名	山本																													
			担当者名	金田	内線	2615																													
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）	01-08-01	区営住宅等管理運営費																																	
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）		建設事業		それ以外の継続事業																														
開始年度	昭和	平成	4年度	根拠	公営住宅法及び同施行令、荒川区営住宅条例及び施行規則、東京都シルバーピア事業運営要綱																														
終期設定	有	無	年度	法令等																															
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画																												
行政評価事業体系	分野	環境先進都市																																	
	政策	08	良好で快適な生活環境の形成																																
	施策	08-02	快適な住環境の形成																																
目的	住宅に困窮する低所得高齢者の生活の安定と福祉の増進を図るため、民間住宅を借り上げ区営住宅を建設し管理運営する。																																		
対象者等	住宅に困窮する高齢者で下記に該当する者 区内に5年以上居住していること 独立して日常生活を営めること 前年の所得が単身25万6千円以下、世帯29万4千円以下（政令基準）であること 65歳以上の一人暮らしまたは65歳以上の者を含む60歳以上のみの世帯。 南四・町五一部を除く																																		
内容	<p>1 入居者の管理</p> <p>2 建物等の維持管理</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">住宅名</th> <th style="width: 20%;">所在地</th> <th style="width: 10%;">管理開始</th> <th style="width: 40%;">戸数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西尾久七丁目住宅（借上型）</td> <td>西尾久1 19 11</td> <td>H4.4.28</td> <td>単身29戸、世帯5戸</td> </tr> <tr> <td>西尾久三丁目住宅（借上型）</td> <td>西尾久3-21-12</td> <td>H5.7.29</td> <td>単身34戸、世帯5戸</td> </tr> <tr> <td>南千住二丁目住宅（借上型）</td> <td>南千住2-32-3</td> <td>H5.5.21</td> <td>単身12戸、世帯6戸</td> </tr> <tr> <td>町屋七丁目住宅（建設型）</td> <td>町屋7-2-15</td> <td>H5.4.1</td> <td>単身20戸、世帯3戸</td> </tr> <tr> <td>町屋五丁目住宅（建設型）</td> <td>町屋5-9-2</td> <td>H10.5.1</td> <td>単身21戸、世帯8戸 障害者用含む</td> </tr> <tr> <td>都営南千住四丁目住宅（都営）</td> <td>南千住4-9-3</td> <td>H12.5</td> <td>単身43戸、世帯7戸</td> </tr> </tbody> </table> <p>は、建物は都住宅局が管理し入居募集事務も都住宅局で実施。区は事務室等の維持管理を行う。</p> <p>3 ふれあい協力員（ワーデン）設置 業務内容：居住者の安否確認・生活相談・住宅管理</p>							住宅名	所在地	管理開始	戸数	西尾久七丁目住宅（借上型）	西尾久1 19 11	H4.4.28	単身29戸、世帯5戸	西尾久三丁目住宅（借上型）	西尾久3-21-12	H5.7.29	単身34戸、世帯5戸	南千住二丁目住宅（借上型）	南千住2-32-3	H5.5.21	単身12戸、世帯6戸	町屋七丁目住宅（建設型）	町屋7-2-15	H5.4.1	単身20戸、世帯3戸	町屋五丁目住宅（建設型）	町屋5-9-2	H10.5.1	単身21戸、世帯8戸 障害者用含む	都営南千住四丁目住宅（都営）	南千住4-9-3	H12.5	単身43戸、世帯7戸
住宅名	所在地	管理開始	戸数																																
西尾久七丁目住宅（借上型）	西尾久1 19 11	H4.4.28	単身29戸、世帯5戸																																
西尾久三丁目住宅（借上型）	西尾久3-21-12	H5.7.29	単身34戸、世帯5戸																																
南千住二丁目住宅（借上型）	南千住2-32-3	H5.5.21	単身12戸、世帯6戸																																
町屋七丁目住宅（建設型）	町屋7-2-15	H5.4.1	単身20戸、世帯3戸																																
町屋五丁目住宅（建設型）	町屋5-9-2	H10.5.1	単身21戸、世帯8戸 障害者用含む																																
都営南千住四丁目住宅（都営）	南千住4-9-3	H12.5	単身43戸、世帯7戸																																
経過	<p>平成4年度に民間建設による住宅を区が借り上げ、西尾久七丁目住宅を開設。</p> <p>平成5年度には、区建設により町屋七丁目住宅を開設し、あわせて高齢者住宅条例を制定した。</p> <p>さらに、同年度地域特別賃貸住宅制度に基づく国庫補助等を活用し、民間建設による住宅を区が借り上げ、西尾久三丁目住宅、南千住二丁目住宅を開設した。</p> <p>平成10年5月には、公営住宅法に基づき区が建設した町屋五丁目住宅高齢者・障害者住宅の開設を機に、高齢者住宅条例を廃止し、区営住宅条例を制定した。</p> <p>平成12年5月からは東京都の都営南千住四丁目住宅シルバーピアに荒川区がふれあい協力員を設置。</p>																																		
必要性	住宅に困窮する高齢者の生活の安定と福祉の増進を図るため、高齢者用区営住宅の必要性はあるが、費用対効果等の観点から、そのあり方を検討する必要もある。																																		
実施方法	<p>（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <ul style="list-style-type: none"> 毎年9月「空き室待ち登録者」を募集し抽選で登録者を決定し、空き室発生後、順番に入居。 建物保守等の管理は外部へ委託。（H18から指定管理者制度導入。H24～東急コミュニティー） 																																		

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
予算額	183,519	212,159	181,831	183,298	176,230	186,599	166,887	
決算額（26年度は見込み）	172,877	190,849	179,183	180,250	169,966	170,592	166,887	
人件費等	12,708	9,774	10,464	12,674	10,738	28,640		
減価償却費			3,486	5,290	4,194	18,252		
【事務分担量】（%）	150	120	120	170	130	540		
合計（+ +）	185,585	200,623	193,133	198,214	184,898	217,484	166,887	
特定財源								
国	0	0	0	0	0	0	0	
都	公営住宅家賃対策事業費都補助金等	12,411	13,791	13,108	12,476	12,136	5,951	3,600
その他	住宅施設等使用料等	33,640	34,683	32,223	31,100	30,422	32,094	34,604
一般財源	139,534	152,149	147,802	154,638	142,340	179,439	128,683	
実績の推移								
	事項名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	退去世帯数（単身）	7	6	13	14	16	9	
	退去世帯数（二人用）	1	2	3	7	0	2	
	入居世帯数（単身）	5	3	12	10	9	12	
	入居世帯数（二人用）	2	2	3	1	5	1	

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	ふれあい協力員報酬	4,800	報酬	ふれあい協力員報酬	4,800	報酬	ふれあい協力員報酬	4,800
報償費	ふれあい協力員謝礼	756	報償費	ふれあい協力員謝礼	749	報償費	ふれあい協力員謝礼	749
需用費	光熱水費、消耗品、印刷製本	5,060	需用費	光熱水費、消耗品、印刷製本	5,409	需用費	光熱水費、消耗品、印刷製本	5,601
役員費・備品購入費	電話料、鑑定評価報酬、IH	631	役員費・備品購入費	電話料、鑑定評価報酬、IH	818	役員費	電話料、鑑定評価報酬	443
委託料	指定管理委託料、その他委託料	27,472	委託料	指定管理委託料、その他委託料	38,776	委託料	指定管理委託料、その他委託料	33,679
使用料賃借料	借上料	120,114	使用料賃借料	借上料	109,647	使用料賃借料	借上料	111,208
負担金及び交付金	利子補給、火災保険料補助、住宅使用料	11,133	負担金及び交付金	利子補給、火災保険料補助、住宅使用料	10,393	負担金及び交付金	利子補給、火災保険料補助、住宅使用料	10,407

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	空き待ち登録世帯数	22(7)	22(7)	20(5)	20(5)	20(5)	()内は総数における世帯用住戸
	空き待ち登録者応募数	155	182	136	158	159	応募総数
	入居世帯実数	11	15	13	13	14	5住宅（南四住宅除く）の入居世帯実数

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> 施設の経年劣化、住宅設備の更新等による住宅改修費用の増大。 要介護状態となった入居者の処遇（条例上、自立喪失状態は退去事由）。 高齢者用区営住宅の必要性はあるが、今後そのあり方を検討する必要がある。
	他区の実況 （実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） 指定管理者制度導入状況（18年度） ・施設維持管理業務のみ：江戸川区、大田区、豊島区、世田谷区 など ・施設維持管理・入居事務・使用料収納事務：板橋区、北区、目黒区 など

問題点・課題の改善策	
平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
設置後20年を超えている安否確認システムを見直し、低コストのシステム導入を検討する。	高額な工事費がかかることが想定されるシステムを見直すとともに、ランニングコストの低減も図る方策を検討。
借上げ住宅の建物所有者に対し、台所調理器具、給湯設備、エアコン等の計画修繕の実施を促す。また、外壁、配管等、経年変化に伴う改修工事に関する修繕計画の策定と実施を求める。	建物所有者の費用負担による住環境の改善を図るため、計画的に修繕が実施できるように進行管理をしていく。
借上げ住宅の賃料を含めて、高齢者住宅のあり方を検討していく。	検討結果を踏まえて、高齢者住宅のあり方を見直す。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
継続	継続	当面、現状の規模で事業を継続しつつ、高齢者向け借上げ住宅の賃料も含めて、高齢者住宅のあり方を検討していく。

議会議事録（要旨）	23年三定 借上げ住宅の今後のあり方検討について 24年一定 高齢者住宅事業の拡大について 高齢者住宅の借上げ契約年数について 高齢者住宅の需要に対する区の考えについて
-----------	---

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-01-07	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	遺族会補助		部課名	福祉部福祉推進課	課長名	山本	
			担当者名	中村	内線	2616	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）	01-09-02	遺族会補助					
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）			建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	44年度	根拠法令等	荒川区遺族会補助金交付要綱		
終期設定	有	無	年度				
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	02-11	福祉の基盤整備				
目的	荒川区遺族会が行う事業に対して補助金を交付するとともに、その活動を支援することによって、戦没者の遺族の福祉増進を図る。						
対象者等	荒川区遺族会会員182名（H26.4.1現在） [会員資格]荒川区に居住する戦没者及びこれに準ずるものの遺族が原則ではあるが、会員が転出した場合や会員の親族などの入会は認めている。						
内容	【補助対象事業】 (1)戦没者遺族間の交流及び情報交換に関する事。 (2)戦没者遺族への援護情報等の周知に関する事。 (3)戦没者追悼式、都内巡拝事業その他の事業の実施に関する事。 (4)全国戦没者追悼式等の参列者の募集に関する事。 (5)戦没者遺族団体との連絡調整に関する事。 (6)遺族会の運営に必要な事務に関する事。 【平成25年度主要事業】 ・荒川区戦没者追悼式 平成25年10月24日 サンパール荒川小ホール 参加者59名 ・都内巡拝 平成25年12月4日 靖国神社、遊就館 ・追悼式・慰霊事業の周知（千鳥ヶ淵・全国・東京都戦没者追悼式、慰霊巡拝等）						
経過	平成7年度まで午前は仏教会主催で午後から区主催の慰安激励大会（映画上映）として実施 戦後50周年を機に平成8年度から追悼式を遺族会が実施することとし、平成8、9年度と補助金額を300,000円に増額 平成10年度より、補助金額270,000円に減額 平成12年度より、補助金額256,500円に減額 平成15年度より、補助金額247,000円に減額 平成16年度以降、補助金額247,000円						
必要性	戦没者遺族の救護及び精神的慰謝を図るため必要						
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 荒川区遺族会から補助金交付申請書の提出を受け、事業計画書、予算書を審査し、補助金を交付する。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
予算額	247	247	247	247	247	247	247	
決算額（26年度は見込み）	247	247	247	247	247	247	247	
人件費等	0	2,443	2,163	847	2,065	832		
減価償却費			1,017	311	807	338		
【事務分担量】（%）	0	30	35	10	25	10		
合計（+ +）	247	2,690	3,427	1,405	3,119	1,417	247	
特定財源								
国								
都								
その他								
一般財源	247	2,690	3,427	1,405	3,119	1,417	247	
実績の推移	事項名							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
会員数（1月1日現在、人）	248	237	220	207	195	184		
追悼式参加数（人）	101	74	77	77	60	59		
都内巡拝（人）	14	10	11	14	9	9		

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助及び交付金	荒川区遺族会に対する補助	247	負担金補助等	荒川区遺族会に対する補助	247	負担金補助等	荒川区遺族会に対する補助	247

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	会員数（1月1日現在）	207	195	184	182	180	会員の高齢化により減少
	追悼式参加数	77	60	59	60	60	会員の高齢化により減少
	都内巡拝参加数	14	9	9	9	10	会員の高齢化により減少

（問題点・課題分析）	会員の高齢化によって退会者の増加や理事のなり手不足が生じている。会員の世代交代、新規加入者の増加の見込みが少ない。
他区の実況	（実施 17 区 未実施 5 区 不明 0 区） 千代田区、中央区、新宿区、文京区、台東区、江東区、足立区、江戸川区、大田区、目黒区、世田谷区、渋谷区、豊島区、北区、板橋区、杉並区、練馬区

問題点・課題の改善策		
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
	戦後70周年事業に向け、会員に対し理事就任への呼びかけを行い、組織体制を整える。	追悼式や慰霊巡拝等、遺族会の事業について区民に周知し、事業への参加人数を維持する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
継続	継続	遺族会の会員数及び事業の参加者数が減少しているが、現状の規模で実施する。

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-01-08	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	受験生チャレンジ支援貸付事業		部課名	福祉部福祉推進課	課長名	山本	
			担当者名	木村	内線	2616	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）	01-16-01	受験生チャレンジ支援貸付事業					
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）			建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	23年度	根拠	荒川区受験生チャレンジ支援貸付事業申請手続支援実施要綱		
終期設定	有	無	年度	法令等			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準			計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	02-10	低所得者の自立支援				
目的	学習塾、各種受験対策講座、通信講座、補習教室の受講費用及び、高等学校、大学等の受験費用を捻出できない低所得者に対して、これらの使用に必要な資金を貸し付けるための申込み手続及び償還等の相談及び支援を実施することにより、低所得世帯の子供を支援することを目的とする。						
対象者等	中学3年生、高校3年生等の子どもがいる一定所得以下の世帯						
内容	子どもの学習塾等の受講費用や、高等学校および大学の受験料に必要な資金を無利子で貸し付けるための申込み手続及び償還等の相談及び支援を実施する（荒川区社会福祉協議会に業務委託） （1）学習塾等受講料貸付金 入学試験に備えるために必要な学習塾、各種受験対策講座、通信講座、補習教室の受講料を貸付。 対象：中学3年生、高校3年生 貸付限度額：200,000円 （2）受験料貸付金 高等学校及び大学の受験料を貸付。 対象：中学3年生 貸付限度額：27,400円（1校あたり23,000円まで、4回分の受験料まで貸付可） 対象：高校3年生 貸付限度額：105,000円（1校あたり35,000円まで、3回分の受験料まで貸付可）						
経過	平成20年7月	東京都と荒川区において生活安定応援事業（「就職チャレンジ支援事業」「生活サポート特別貸付事業」「チャレンジ支援貸付事業」）委託契約締結					
	平成20年8月	荒川区と社会福祉法人荒川区社会福祉協議会と委託契約締結					
	平成20年8月19日	生活安定応援事業開始					
	平成23年3月末	平成22年度をもって生活安定化総合対策事業終了（3カ年の時限事業及び国に類似の事業があるため）					
	平成23年4月	「チャレンジ支援貸付事業」については、相談件数等も多く、他の類似制度も整備されていないため、新たに「受験生チャレンジ支援貸付事業」開始					
必要性	国の低所得者・離職者対策事業として全国的に実施している事業であり、低所得者世帯の子供を支援するために必要な事業である。						
実施方法	（3委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 社会福祉法人荒川区社会福祉協議会に委託して実施						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
予算額	21,000	14,950	14,950	6,556	6,228	6,212	6,500	
決算額（26年度は見込み）	13,577	14,102	13,394	5,868	6,095	5,685	6,500	
人件費等	4,235	3,258	3,488	847	1,239	832		
減価償却費			1,162	311	484	338		
【事務分担量】（%）	40	40	40	10	15	10		
合計（+ +）	17,812	17,360	18,044	7,026	7,818	6,855	6,500	
特定財源								
国								
都	地域福祉推進都包括補助金	13,577	14,102	13,394	5,500	6,095	6,500	
その他								
一般財源	4,235	3,258	4,650	1,526	1,723	1,170	0	
実績の推移	事項名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	チャレンジ支援貸付（人）	17	41	200	110	221	227	230
	就職チャレンジ支援（人）	29	68	41				
	生活サポート特別貸付（人）	2	11	39				
	相談件数	408	1115	1214	735	989	811	1000

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	業務委託	6,095	委託料	業務委託	5,685	委託料	業務委託	6,500

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	受験生チャレンジ支援貸付事業	735(110)	989(221)	881(227)	1000(230)	1000(230)	相談数(申込み受理数)

（問題点・課題 分析）	相談件数（延べ件数）に対して28%の貸付決定である。連帯保証人を立てることが困難なケースが多く申請につながらない。（親を連帯保証人にしたいが、年金のみの収入である。収入が基準以下である。依頼できる人がいない。） また、住民に広く制度を知ってもらうため、周知方法を充実させる必要がある。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） 社会福祉協議会へ委託実施 10区、直営 12区
他区の実 状況	

問題点・課題の改善策	
平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
対象学年にリーフレットの送付及び広報誌に掲載し周知を行う。	学校や学習塾以外にも、保護者に直接的に周知が出来るように、区内の掲示板等へポスターの掲載を積極的に行う。
中学校長会等へ出席し、学校からも生徒や保護者に広く周知してもらうように依頼する。	引き続き、中学校等と連携を図っていく。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
推進	推進	23年度から受験生チャレンジ支援貸付事業として新たに実施した事業であるが、利用者からも好評であり、さらに増加が見込まれる。

議 会 要 旨 状	
-----------------------	--

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-01-09	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	災害援護資金貸付事業		部課名	福祉部福祉推進課	課長名	山本	
			担当者名	金田	内線	2615	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）	01-18-01	災害援護資金貸付事業費					
事務事業の種類	新規事業	（26年度	25年度）	建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	23年度	根拠	災害弔慰金支給条例、特別災害援護資金貸付要綱、災害援護資金等貸付利子補給要綱		
終期設定	有	無	年度	法令等			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	02-10	低所得者の自立支援				
目的	東日本大震災により負傷又は住居・家財に被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の立て直しのための貸付を行なう。						
対象者等	東日本大震災を原因として、下記のいずれかに該当する区民 (1)世帯主がおおむね1か月以上の療養を有した世帯 (2)自身が所有し、居住する住居が全壊(全焼)又は半壊の被害を受けた世帯 (3)現に居住する住居内における家財がその総額の3分の1以上の被害を受けた世帯						
内容	【貸付の種類と限度額】 国制度...法律に基づく区の条例により、住居・家財の損害状況に応じて150万円から350万円までを貸付。 都制度...都の要綱に基づく区の要綱により、国制度の上乗せとして150万円まで貸付。 【所得制限】 4人世帯の場合、総所得が730万円未満（世帯の人数に応じて制限額が定められている） 【貸付対象】 以下のいずれかに該当する区民 世帯主が1か月以上負傷、家財の3分の1以上に損害、住居が全壊、半壊、滅失 【利率】 国制度...年1.5%（保証人有の場合は無利子） 都制度...年0.5%（保証人有の場合は無利子） 【償還期間】 13年以内(据置期間6年) 【申請期限】 平成30年3月31日 【利子補給制度】 連帯保証人を立てられず、貸付金の償還に利子が発生するものに対し、据置期間経過後の償還初年度から償還期間満了まで区が利子補給を実施する。						
経過	平成23年3月11日に発生した東日本大震災において、都内区市町村で災害救助法が適用されたことに伴い、災害弔慰金等の支給に関する条例に基づき災害援護資金の貸付を行うことになった。なお、平成23年5月2日に東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律等が公布、施行され、災害援護資金に関しても特例措置が講じられた。また、震災による被災状況が甚大であることから、東京都災害援護資金貸付事業実施要綱に基づき、荒川区特別災害援護資金貸付要綱が制定され、災害援護資金のみでは必要資金が不足する世帯に対し、不足部分の貸付を行うことになった。 【荒川区生活再建支援事業（単年度事業）】 災害援護資金貸付とは別事業として、東日本大震災で住家に全壊、大規模半壊または半壊の被害を受け、その被災状況が災証明等で確認できる世帯で、生活の再建のため住宅の購入、補修、賃借等を行った世帯の世帯主を対象に費用を補助。 再建方法：賃借...23世帯（補助額計4,542,160円）、補修...1世帯（補助額152,250円） 東京都による2分の1の補助有。						
必要性	法令等に基づき実施する事務事業である。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 貸付限度額は、世帯主に負傷がある場合とない場合に分けられ、その中でも 負傷のみ 家財の3分の1以上の損害 半壊 全壊、などの種別により規定されている。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
予算額				51,362	5,000	3,200	3,200	
決算額（26年度は見込み）				0	0	0		
人件費等				1,694	413	416		
減価償却費				622	161	169		
【事務分担当】（%）				50	5	5		
合計（+ +）	0	0	0	2,316	574	585	0	
特定財源								
国								
都								
その他								
一般財源	0	0	0	2,316	574	585	0	
実績の推移	事項名							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
災害援護資金貸付件数				0	0	0		
生活再建支援事業・賃借世帯数				23	0	0		
生活再建支援事業・補修世帯数				1	0	0		

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
貸付金	貸付金	0	貸付金		0	貸付金		3,200

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度見込み	目標値(27年度)	
標	貸付件数	0	0	0	1		

問題点・課題 （指標分析）	災害援護資金貸付事業は、被災者の生活再建において重要な役割を担う制度である。特例措置により貸付要件等が緩和されたところであるが、あくまでも貸付であるため被災者に返済の負担がある。また、被災世帯が高齢世帯であるなど、貸付が困難な場合がある。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策	
平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
平成30年まで申請が可能であるため、随時周知をしていく。	平成30年まで申請が可能であるため、問い合わせがあれば対応していく。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
継続	継続	法令に定められた事務事業であり、適切な運用を図る必要がある。

議 会 要 旨 問 状	
----------------------------	--

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-01-10	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	社会福祉協議会補助	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	山本		
		担当者名	田口	内線	2611		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）		01-09-01	社会福祉協議会補助				
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）		建設事業	それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 平成	39 年度	根拠	社会福祉法人荒川区社会福祉協議会補助金交付要綱			
終期設定	有 無	年度	法令等				
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画		
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	02-11	福祉の基盤整備				
目的	民間による地域福祉の推進を強化充実するため、荒川区社会福祉協議会に対し補助金を交付し、もって地域住民の自立と連帯意識に基づく地域福祉の振興及び組織化を図る。						
対象者等	社会福祉法人 荒川区社会福祉協議会 設置根拠： 社会福祉法第109条（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）						
内容	下記の9事業を補助対象とし、4半期毎に補助金を交付 社会福祉協議会事務局職員人件費(常勤8名分) ボランティア活動推進事業費...機関誌「あらんてあ」発行、ボランティア講座の事業経費の一部補助 ボランティア活動推進人件費(常勤1名・非常勤1名分) 地域コーディネーター人件費(非常勤1名分) 重度心身障害者(児)レクリエーション事業...会食を実施。経費を一部補助 長寿慶祝の会事業...敬老の日に実施する長寿慶祝の会に要する費用を一部補助 福祉サービスあんしんサポート事業...福祉サービスの利用援助、苦情対応などサービス利用者等に対する支援、成年後見制度推進機関事業経費及び人件費(常勤1名、非常勤3名)の一部補助 在宅福祉サービス事業...職員訪問、生活相談、広報誌「にこにこ」の配布等、在宅福祉を支援する各種会員制サービス(にこにこサービス)を提供するための管理運営費、事業経費及び人件費(常勤2名、非常勤6名)の一部補助 福祉のしごとフェア事業...福祉の仕事に関する就職面接・相談会の事業経費を一部補助						
経過	昭和39年 社会福祉事業法に基づく特殊法人として厚生大臣の認可を受け再発足、補助開始 平成5年 在宅福祉サービス事業開始 平成6年 荒川区地域福祉活動計画を策定 平成10年 子育てサポート事業開始 平成11年 東京都社会福祉協議会からの委託により地域福祉権利擁護事業を実施 平成12年 事務局及びボランティアセンターを福祉部分室へ移転。荒川区福祉公社の解散に伴い、事業を社会福祉協議会が継承 平成15年 あんしんサポートあらかわの開設。利用者支援について、補助金を交付して実施 平成21年 非常勤職員の月額報酬の改定 平成22年 地域福祉コーディネーター人件費の増設。成年後見活用あんしん生活創造事業の開始に伴い、事業名を「福祉サービス利用者支援事業」から「福祉サービスあんしんサポート事業」へ変更 平成24年 福祉のしごと面接・相談会の開始						
必要性	荒川区における社会福祉事業の健全な発達及び地域福祉の推進に不可欠であり、必要性は高い。						
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算額		122,062	124,839	130,934	134,288	130,672	134,231	135,271
決算額（26年度は見込み）		115,251	117,355	126,127	129,663	124,096	130,735	135,271	
人件費等		5,082	4,887	6,104	5,928	4,957	416		
減価償却費				2,034	2,177	1,936	169		
【事務分担量】（%）		60	60	70	70	60	5		
合計（+ +）		120,333	122,242	134,265	137,768	130,989	131,320	135,271	
特定財源	国								
	都	地域福祉推進都包括補助金等	2,349	2,362	7,383	8,620	7,270	7,195	7,205
	その他								
一般財源		117,984	119,880	126,882	129,148	123,719	124,125	128,066	
実績の推移	事項名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
	個人会員数	4135	4052	3886	3753	3646	3506	3829	
	団体会員数	143	156	157	153	147	143	157	
	ボランティア登録者数	1574	1992	2031	1904	1890	1826	1949	

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助及び交付金	社協職員人件費	59,809	負担金補助等	社協職員人件費	64,700	負担金補助等	社協職員人件費	64,715
	ボランティア活動推進事業事業・人件費	6,795		ボランティア活動推進事業事業・人件費	10,730		ボランティア活動推進事業事業費・人件費	12,385
	地域コーディネーター人件費	2,744		地域コーディネーター人件費	2,459		地域コーディネーター人件費	2,686
	重度心身障がい者（児）レクリエーション事業	1,073		重度心身障がい者（児）レクリエーション事業	1,186		重度心身障がい者（児）レクリエーション事業	1,260
	長寿慶祝の会事業	4,409		長寿慶祝の会事業	4,149		長寿慶祝の会事業	4,687
	福祉サービスあんしんサポート事業	14,671		福祉サービスあんしんサポート事業	14,255		福祉サービスあんしんサポート事業	15,070
	在宅福祉サービス事業費等	34,595		在宅福祉サービス事業費等	33,256		在宅福祉サービス事業費等	34,468

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	社会福祉協議会個人会員数 （正会員および特別会員）	3753	3646	3506	4080	3829	会費が年額1,000円の正会員および2,000円以上の特別会員数の合計
	ボランティア登録者数	1904	1890	1826	1949	1879	荒川ボランティアセンターへのボランティア登録者数
	社会福祉協議会での権利擁護等相談件数	1229	1232	1286	1184	1309	あんしんサポートへの権利擁護・成年後見に関する問い合わせ件数

（問題点・課題） （指標分析）	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉協議会の会員数が減少傾向にある。区と社協で連携をし、既存事業について見直し改善を行うことで、新たな会員獲得する必要がある。 ボランティア登録者数が減少傾向にある。ボランティアに対する支援内容について検討する必要がある。 あんしんサポートは、23年度に新たな取組みとして、月2回の成年後見制度説明会や講談で聞くわかりやすい説明会等を開催し、相談件数等も増加した。今後も引き続き成年後見制度の更なる普及・活用のために区と社協で連携するとともに、社会貢献型成年後見人の育成について検討していく。
	他区の実況 （実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） 成年後見制度推進機関設置区 22区 社会貢献型後見人選任区 18区（平成26年5月）

問題点・課題の改善策	
平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
25年度に引き続き既存事業の見直し改善を行うことで、会員増加に取り組み、社会福祉協議会の財政・運営基盤の安定化を図る。	26年度に引き続き既存事業の見直し改善を行うことで、会員増加に取り組み、社会福祉協議会の財政・運営基盤の安定化を図る。
区と社協で連携し、荒川ボランティアセンターにおける既存事業の見直し改善を行う。	引き続き区と社協で連携し、荒川ボランティアセンターにおける既存事業の見直し改善を行う。
法人後見の更なる活用や市民後見制度等、成年後見制度の積極的な活用が図れる体制について引き続き取り組んでいく。	引き続き法人後見の更なる活用や市民後見制度等、成年後見制度の積極的な活用が図れる体制について取り組んでいく。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
改善・見直し	改善・見直し	社協への補助事業について、区と社協で連携しより良い事業運営を行う。

議 会 要 質 問 状 （ ）	
--------------------------------------	--

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-01-11	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	福祉部分室管理費	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	山本	担当者名	田口
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）	01-10-01	福祉部分室管理費					
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）		建設事業		それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	11年度	根拠			
終期設定	有	無	年度	法令等			
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	02-11	福祉の基盤整備				
目的	福祉部分室の使用にかかる管理費を支弁する。						
対象者等	社会福祉法人 荒川区社会福祉協議会						
内容	管理費 1 光熱水費 : 電気、ガス、水道 2 委託料（保守委託）: エレベーター保守点検、空調設備保守、消防・消火用設備保守点検 自家用電気工作物保守業務、ホース耐圧試験業務、樹木剪定 建築物等定期点検、建築設備の法定点検、受配電清掃						
経過	平成10年5月 南千住図書館が移転 平成12年2月 旧南千住図書館を教育委員会から引継ぎ福祉部分室とする 福祉部分室に社会福祉協議会事務局移転 平成12年4月 社会福祉協議会が福祉公社事業を継承 平成23年4月 分室管理費に対する社協負担分の割合を変更した。（下記実施方法参照）						
必要性	施設の適切な維持・管理のため必要である。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） [分室管理費のみ直営] 光熱水費に関しては社会福祉協議会負担。保守委託等及び建物の修繕等工事費については、区負担。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
予算額	4,455	15,113	10,545	4,056	4,251	5,523	4,481	
決算額（26年度は見込み）	3,790	12,894	9,371	2,958	3,608	4,143	4,481	
人件費等	847	814	872	847	826	416		
減価償却費			291	311	323	169		
【事務分担当】（%）	10	10	10	10	10	5		
合計（+ +）	4,637	13,708	10,534	4,116	4,757	4,728	4,481	
特定財源	国							
	都							
	その他	雑入(光熱水費受入)	1,757	1,598	1,605	1,691	2,376	2,642
一般財源	2,880	12,110	8,929	2,425	2,381	2,038	1,839	
実績の推移	事項名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	工事請負費（単位：円）		9590	5904	0	0	0	

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
光熱水費	電気	2,132	光熱水費	電気	2,432	光熱水費	電気	2,392
	ガス	19		ガス	16		ガス	20
	水道	225		水道	242		水道	230
一般需用費	家屋等修繕費	198	一般需用費	家屋等修繕費	130	一般需用費	家屋等修繕費	704
委託料	エレベーター保守管理	781	委託料	エレベーター保守管理	781	委託料	エレベーター保守管理	804
	その他保守点検業務	201		その他保守点検業務	394		その他保守点検業務	228
	樹木剪定等	52		樹木剪定等	148		樹木剪定等	103

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	1㎡管理コスト	3600	4394	5045	5457		821.1㎡
	修繕実績（件）	0	2	1			家屋等修繕費執行件数

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和47年に建てられた建物であるため、老朽化による工事、修繕が発生する可能性がある。 ・南千住第三幼稚園と併設のため、工事や修繕などに関して、教育委員会との調整等が必要である。
	他区の実況 （実施 0 区 未実施 22 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策		
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
	工事及び修繕について、教育委員会との調整、検討を行っていく。	工事及び修繕について、教育委員会との調整、検討を引き続き行っていく。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
継続	継続	平成23年度より経費負担について社協と按分方法を変更したため、今後の経過を見つつ検討していく。

議（要旨）	況（質問状）
-------	--------

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-01-12	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	福祉サービス第三者評価事業		部課名	福祉部福祉推進課	課長名	山本	
			担当者名	廣重	内線	2612	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）	01-13-01	福祉サービス第三者評価事業費					
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）		建設事業		それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	15年度	根拠法令等	荒川区福祉サービス第三者評価実施要綱等		
終期設定	有	無	年度				
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	02-11	福祉の基盤整備				
目的	福祉サービスの内容や質に関する情報を提供することにより、利用者のサービス選択を支援するとともに、サービスの質の向上に向けた事業所の取り組みを促進し、もって地域福祉の向上を実現する。						
対象者等	区立施設：区立22施設（高齢・障害分野）対象。 民間立施設：都で第三者評価の受審を義務付けられている地域密着型サービス（認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型）を提供する事業所に対し、受審費の補助を実施。						
内容	<p>1 評価の実施方法</p> <p>（1）事業評価 事業者の自己評価および評価機関の分析によって行う。</p> <p>（2）利用者調査 施設の利用者に対するアンケートによって行う。</p> <p>2 評価結果の公表</p> <p>都評価対象サービスを実施している施設の第三者評価の評価結果は、東京都福祉サービス評価推進機構のホームページ「とうきょう福祉ナビゲーション」で公表される。公表内容は、事業評価および利用者調査の結果のほか、評価機関の全体の講評、事業者のコメント等（事業者が同意しなければ公表しないこともできる）。</p>						
経過	<p>平成15年度 東京都において制度本格実施。荒川区では試行として特別養護老人ホーム3施設を実施（事業そのものは設けておらず、予算移用にて対応した）</p> <p>平成16年度 評価推進機構が定める評価対象サービスを行う全ての区立施設で評価を受審した。 ～18年度（在宅高齢者通所サービスセンター6か所、障がい者関係施設7か所、認可保育所19園） 民間立施設では、認知症高齢者グループホーム3か所、認証保育所7園で受審した。</p> <p>平成19年度 指定管理者制度を導入している区立施設で、評価対象サービスを実施している施設については第三者評価を、都評価対象外サービスを実施している施設については区独自の利用者調査を、3年間の指定管理施設で2年目、5年間の指定管理施設で2年目と4年目に評価を受審。次回の指定管理者選定時の参考資料とする。 ～26年度 なお、認可・認証保育所については、子育て支援部で実施する。</p>						
必要性	福祉サービス第三者評価は、サービスの内容や質を、第三者である評価者が分析評価し、情報提供することで、利用者が自分に合ったサービスを選択するための情報源となるため、必要性は高い。						
実施方法	（3委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 区立施設については区が自ら評価を受審。民間立施設のうち、地域密着型サービスを提供する介護事業所及び認証保育所に対して受審費用を補助（400千円を上限）						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
予算額	4,800	3,499	10,400	4,000	11,720	11,688	12,400	
決算額（26年度は見込み）	4,472	3,209	8,739	2,855	7,608	6,787	12,400	
人件費等	1,694	1,629	1,744	1,694	1,652	2,495		
減価償却費			581	622	645	1,014		
【事務分担量】（%）	20	20	20	20	20	30		
合計（+ +）	6,166	4,838	11,064	5,171	9,905	10,296	12,400	
特定財源								
国	0	0	0	0	0	0	0	
都	3,132	3,035	6,800	2,855	5,480	5,823	12,400	
その他	0	0	0	0	0	0	0	
一般財源	3,034	1,803	4,264	2,316	4,425	4,473	0	
実績の推移	事項名							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
区立高齢者関係施設 受審数	6	0	12	0	8	6	0	
区立障がい者関係施設 受審数	2	1	6	0	6	2	0	
区立児童関係施設 受審数	-	-	-	-	-	-	-	
民間立施設 補助金交付件数	5	8	8	8	9	14	31	

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	区立施設14か所	4,256	委託料	区立施設8か所	1,928	委託料		0
負担金補助 及び交付金	認知症高齢者GH8か所	3,016	負担金補助 及び交付金	認知症高齢者GH10か所	3,596	負担金補助 及び交付金	認知症高齢者GH16か所	6,400
	小規模多機能型1か所	336		小規模多機能型3か所	963		小規模多機能型13か所	5,200
				定期巡回・随時対応型訪問介護看護1か所	300		定期巡回・随時対応型訪問介護看護2か所	800

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
	評価受審施設数 (区立高齢者・障害者施設)	-	14	8	0		評価を受審した施設の数
	評価受審施設数 (民間立施設)	8	9	14	31		評価を受審した民間立施設への補助金交付件数

問題点・課題 (指標分析)	・地域密着型サービス事業所は、東京都の指針により開設後1年以内に第三者評価を受審することとされているため、新規開設事業所に対し、評価受審を促していく。
	他区の実況 (実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区) 福祉サービス第三者評価のうち認知症高齢者グループホームは22区で実施、小規模多機能型居宅介護は21区で実施（平成25年度 東京都福祉サービス第三者評価実績）

問題点・課題の改善策		
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
	25年度の第三者評価受審状況や受審結果を広く区民に対して公開する。	第三者評価受審状況や受審結果を広く区民に対して公開する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
推進	推進	サービスの質の向上に向け、第三者評価を積極的に活用する。

議会 (要旨) 質問状	平成16年4定 介護事業者の実態調査について 平成15年2定 区立・民間立施設の第三者評価実施状況について
-------------------	--

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
一般需用費						一般需用費	消耗品購入費	21
役務費						役務費	はがき受取人払	8
委託料						委託料	策定支援委託	3,004
							区報特集号	710
							新聞折込委託	498
							声の区報作成委託	36
							封入配布委託	2

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	日常生活圏域ニーズ調査 (対象者数：人)	-	-	25396	-	-	
	" (有効回収数：人)	-	-	16009	-	-	
	" (有効回収率：%)	-	-	63.0	-	-	

問題点・課題 (指標分析)	区民の意見を積極的に反映していく必要がある。 的確な現状把握に基づいた精度の高い分析を行い、区民の理解を得られる計画を策定する必要がある。 策定した計画に基づき、高齢者の健康の維持・増進，生きがいづくり等高齢者施策に取り組む必要がある。
	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
他区の実況	

問題点・課題の改善策	
平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
日常生活圏域ニーズ調査等、必要な調査を実施するとともに、必要な施策について全庁的な検討を行う。	第6期荒川区高齢者プランを推進し、進行管理等を行う。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
推進	推進	平成26年度は、各種調査・分析等を実施し、第6期荒川区高齢者プラン（平成27～29年度：計画策定は3年に1度）の策定を行う。平成27年度は第6期荒川区高齢者プランを推進していく。

議会 (要旨) 状況	平成20年二定 高齢者実態調査について 平成22年二定 高齢者実態調査について 平成23年二定 高齢者プラン策定について（在宅介護の負担軽減策、介護予防の充実）
------------------	--

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-01-14	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	区外法人立特別養護老人ホーム建設費補助		部課名	福祉部福祉推進課	課長名	山本	
			担当者名	早川	内線	2618	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）	01-07-01	区外法人立特別養護老人ホーム建設助成費					
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）			建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	7年度と10年度	年度	根拠	区外法人立特養建設助成の実施方法（1回目）	
終期設定	有	無	27年度と29年度	年度	法令等	区外法人立特養整備費補助要綱（2回目）	
実施基準	法令基準内			都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	02-05	高齢者施設の整備・運営支援				
目的	社会福祉法人が区外に設置する特別養護老人ホームの整備費用の一部を助成することによって、その特別養護老人ホームに荒川区民の入所枠を確保し、高齢者福祉の向上を図る。						
対象者等	荒川区外に設置された優良な特別養護老人ホームへの区民の入所について、区と協定を締結した社会福祉法人						
内容	<p>特別養護老人ホームの整備に係る建設費及び備品整備費の総額から国及び都補助金額を差し引いた法人負担額を総ベッド数で除した補助単価に、荒川区の確保床数を乗じた額を補助する。当該補助の対象施設とは入所協定を締結し、これにより荒川区民の入所枠を確保する。</p> <p>（1回目実施）平成7～27年度、6法人6施設30床...下記 補助総額 182,460,000円 26年度補助額 4,561,500円</p> <p>（2回目実施）平成10～29年度、6法人6施設33床...下記 補助総額 168,108,000円 26年度補助額 6,905,000円</p>						
経過	第二徳寿園（浄栄会）		5床	ひらお苑（平尾会）		5床	
	日の出ホーム（芳洋会）		5床	草花苑（溪流会）		5床	
	杜の園（七日会）		5床	みずほ園（常盤会）		5床	
	すずうらホーム（清遊の家）		3床	良友園（瑞仁会）		8床	
	神明園（亀鶴会）		5床	福楽園（豊生会）		7床	
	越谷なごみの郷（Iゼル福祉会）		5床	愛全園（同胞互助会）		5床	
	越谷なごみの郷（Iゼル福祉会）は平成25～29年度の補助金を辞退						
必要性	区内の特別養護老人ホームの入所待機者を減少させるために、区外の特別養護老人ホームにベッドを確保する必要がある。						
実施方法	<p>（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p>（1回目）補助総額の半額を平成7・8年度に補助し、残りの半額を20年間の分割により補助する。</p> <p>（2回目）補助総額を20年間の分割により補助する。</p>						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
予算額	12,967	12,967	12,967	12,967	12,967	11,467	11,467	
決算額（26年度は見込み）	12,967	12,967	12,967	12,967	12,967	11,467	11,467	
人件費等	678	244	262	254	248	416		
減価償却費			87	93	97	169		
【事務分担量】（%）	8	3	3	3	3	5		
合計（+ +）	13,645	13,211	13,316	13,314	13,312	12,052	11,467	
特定財源	国							
	都							
その他								
一般財源	13,645	13,211	13,316	13,314	13,312	12,052	11,467	
実績の推移	事項名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	入所者数（延べ人数）	75	90	90	90	86	92	88
	確保ベッド数（床）	63	63	63	63	63	63	63

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助及び交付金	平成7～27年度	4,562	負担金補助及び交付金	平成7～27年度	4,562	負担金補助及び交付金	平成7～27年度	4,562
	平成10年～29年度	8,405		平成10～29年度	6,905		平成10～29年度	6,905

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	区外特養新規入所者数（人）	13	8	16	10	10	
	区外特養待機者数（人）	47	33	24	50	50	

問題点・課題 （指標分析）	介護保険制度の導入に伴い、施設整備費補助に基づく区民の入所枠の確保については、今後法人と継続について協議していく必要がある。
	（実施 19 区 未実施 3 区 不明 0 区） 未実施は、港区、足立区、江戸川区。
他区の実況	

問題点・課題の改善策	
平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
20年間の分割補助が平成27年度に完了する（6施設・30床）。完了後の利用者の入所について、各法人と協議を開始する。	引き続き、分割補助完了後の利用者の入所について、各法人と協議を行う。また、29年度に分割補助が完了する6施設・33床については、28年度以降に協議を始める必要がある。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
継続	継続	必要性は高く、補助を継続する。

議会 （要旨） 状況	
------------------	--

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-01-15	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	養護老人ホーム建設費助成		部課名	福祉部福祉推進課	課長名	山本	
			担当者名	早川	内線	2618	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）	01-11-01	養護老人ホーム建設助成費					
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）		建設事業		それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	13年度	根拠	老人福祉法第20条の4、荒川区法人立養護老人ホーム千寿苑整備費補助要綱		
終期設定	有	無	32年度	法令等			
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	02-05	高齢者施設の整備・運営支援				
目的	社会福祉法人が区内に設置する養護老人ホームの整備費用の一部を助成することによって、その養護老人ホームに荒川区民の入所枠を確保し、高齢者福祉の向上を図る。						
対象者等	荒川区内に養護老人ホーム「千寿苑」を設置した社会福祉法人有隣協会						
内容	<p>養護老人ホームの整備に係る建設費及び設備費の総額から国及び都補助金額を差し引いた法人負担額を補助対象ベッド数54床（総ベッド数60床 - 荒川区地元枠6床）で除した補助単価に、荒川区の確保床数11床を乗じた額を補助する。当該補助の対象施設とは入所協定を締結し、これにより荒川区民の入所枠を確保する。</p> <p>〔施設概要〕（住所）荒川区南千住3-5-13（敷地面積）725.03㎡（述べ床面積）1704.52㎡（構造）RC造 地下1階 地上4階（総ベッド数）60床（荒川区ベッド数）17床（荒川区枠11床 + 地元枠6床）（開設年月日）平成14年4月</p> <p>〔補助金額〕（建設費総額）514,950千円（法人負担額）171,183千円（床単価）3,000千円（補助金総額）33,000千円（3,000千円 × 11床）</p>						
経過	<p>平成11年8月 「社会福祉法人有隣協会」が、区内の簡易宿泊所跡地（南千住3丁目）を取得し、東京都山谷対策事業計画に沿った養護老人ホームの建設を計画した。</p> <p>平成12年1月 地元町会の同意が得られたため、有隣協会に区の建設同意意見書を交付した。</p> <p>平成12年7月 東京都福祉局から都補助金（国庫含む）の内示があり、山谷対策室から区補助額の全額が財調により措置されるとの内示があった。</p>						
必要性	養護老人ホームへ整備費の補助をし、区民の入所枠を確保することは必要なことである。						
実施方法	<p>（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p>平成13年度 一時金 5,680千円 + 年賦金1,366千円 = 7,046千円</p> <p>平成14～32年度 年賦金1,366千円 × 19年 = 25,954千円 合計 33,000千円</p>						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	予算額		1,366	1,366	1,366	1,366	1,366	1,366
決算額（26年度は見込み）		1,366	1,366	1,366	1,366	1,366	1,366	1,366
人件費等		678	244	262	254	248	83	
減価償却費				87	93	97	34	
【事務分担当】（%）		8	3	3	3	3	1	
合計（+ +）		2,044	1,610	1,715	1,713	1,711	1,483	1,366
特定財源	国							
	都							
その他								
一般財源		2,044	1,610	1,715	1,713	1,711	1,483	1,366
実績の推移	事項名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	確保ベッド数（荒川区分措置者数(人)）	17	17	17	17	17	17	17

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助及び交付金	平成13～32年度	1,366	負担金補助及び交付金	平成13～32年度	1,366	負担金補助及び交付金	平成13～32年度	1,366
	借入額×按分率÷20			借入額×按分率÷20			借入額×按分率÷20	
	136600000×2/10÷20			136600000×2/10÷20			136600000×2/10÷20	

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度見込み	目標値(27年度)	
標	入居者延べ人数	19	21	19	19	19	

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉避難所としての運営について施設と協力を行っていく。 ・入所を所管する高齢者福祉課と連携を密にしていく。 ・養護老人ホーム入所後、集団生活・規律生活へ順応できず自己の意思により退所する例がある。 ・身体状況から特別養護老人ホームへの入所が適当となった場合に、すみやかに特別養護老人ホームに移行できるよう支援するシステムが必要である。
	他区の実況 （実施 1 区 未実施 21 区 不明 0 区） 台東区

問題点・課題の改善策		
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
	低所得の高齢者の住まいへのニーズが高まる中、区民が住みなれた地域で安心して暮らし続ける環境を整備する。	高齢者が増加していく中で、引き続き千寿苑と低所得の高齢者の住まい確保について連携をしていく。
	一次、二次避難所で共同生活が困難な人が、安心して避難ができる福祉避難所としての協定を締結したことから、施設と連携し、福祉避難所運営の課題整理を進めていく。	福祉避難所運営に必要な、災害備蓄品（食料品・消耗品・備品）について充実を図る。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
継続	継続	必要性は高く、補助を継続する。

議（要旨）	況（要旨）
-------	-------

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-01-16	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	区立特別養護老人ホーム経営支援補助	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	山本	担当者名	早川
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）	01-08-01	区立特別養護老人ホーム経営支援補助					
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）		建設事業	それ以外の継続事業			
開始年度	昭和	平成	20年度	根拠	荒川区立特別養護老人ホーム経営支援補助金交付要綱		
終期設定	有	無	年度	法令等			
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	02-05	高齢者施設の整備・運営支援				
目的	区立特別養護老人ホームは介護報酬の見直し等により、介護職員の確保や施設運営が困難になっている。また、法人立特別養護老人ホームであれば「東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金」を受けることができるが、区立施設は補助対象外となっている。このため、区立特別養護老人ホームの運営等に要する経費の一部を助成することにより、高齢者福祉の向上に資するものとする。						
対象者等	区立特別養護老人ホームの指定管理者（社会福祉法人）						
内容	1 交付対象経費及び算定基準（東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金制度を準用） （1）基本分 1,965,000円（年額） 但し都制度の見直しを勘案し以下のとおり変更してきた。 平成22年度まで3,275,000円、平成23年度2,948,000円、24年度2,620,000円、 25年度2,292,000円、26年度1,965,000円 （2）定員加算 @2,700×入所定員×12か月 （3）小規模施設加算（定員50名～59名） @1,090,000×12か月 （4）補助率 1/2 2 交付見込額（平成26年度） （1）グリーンハイム荒川 2,602,000円 （2）サンハイム荒川 8,429,000円 （3）花の木ハイム荒川 8,332,000円						
経過	14年度まで 区委託料で、区立施設として運営 15年度 介護報酬は法人が受領し、維持管理費は区委託料として支出し、区立施設として運営 16年度から 施設を無償貸与し、介護報酬等で法人が運営 19年度から 指定管理者制度を導入し、介護報酬等で法人が区立施設として運営						
必要性	介護報酬の見直し等により施設運営が困難な状況となっており、法人立であれば都補助金を受けられるところ、区立施設であるため補助対象外となっている。これを補完し、安定的な運営を図るためにも、区独自の支援策の導入は必要である。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 年度当初に、補助交付申請書の提出を受け、決定し、補助を実施する。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
予算額	21,330	21,330	21,330	20,840	20,347	19,855	19,363	
決算額（26年度は見込み）	21,328	21,328	21,328	20,840	20,347	19,855	19,363	
人件費等	1,101	244	262	254	248	416		
減価償却費			87	93	97	169		
【事務分担当】（%）	13	3	3	3	3	5		
合計（+ +）	22,429	21,572	21,677	21,187	20,692	20,440	19,363	
特定財源								
国								
都								
その他								
一般財源	22,429	21,572	21,677	21,187	20,692	20,440	19,363	
実績の推移	事項名							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
補助対象施設数（施設）	3	3	3	3	3	3	3	

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助及び交付金	区立特別養護老人ホーム経営支援補助金	20,347	負担金補助及び交付金	区立特別養護老人ホーム経営支援補助金	19,855	負担金補助及び交付金	区立特別養護老人ホーム経営支援補助金	19,363

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度見込み	目標値(27年度)	
標	補助施設	3	3	3	3	3	補助施設実績

（問題点・課題分析）	・効率的な施設運営等を目的として利用料金制の指定管理者制度を導入しており、収支状況が年々厳しくなる中、区立施設として安定的な経営を行っていくことが課題である。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） 本区は利用料金制であり、指定管理料や委託料を支出していない。殆どの区においては指定管理料や委託料を支出しており、区立施設の安定的な運営を担保している。

問題点・課題の改善策		
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
	東京都の補助金制度を踏まえながら、事業内容の検討を行う。	また、東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金の補助金額に変更がある場合は区の経営支援補助金額も見直す。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
推進	推進	特別養護老人ホームは、介護報酬改定や従事職員の処遇など課題が多く、区立特別養護老人ホームの安定的な運営のために、積極的に支援していく必要がある。

況議 （要 会 質 問 状 ）	
-----------------------------------	--

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-01-17	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	特別養護老人ホームおよび在宅高齢者通所サービスセンター（SC）管理運営費	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	山本	担当者名	早川
				内線	2618		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）	01-12-01	事業費					
	01-12-02	営繕費					
	01-02-01	家族介護支援事業費（介護特会）					
事務事業の種類	新規事業（26年度	25年度）	建設事業	それ以外の継続事業			
開始年度	昭和	平成	6年度	根拠	老人福祉法、介護保険法、荒川区立特別養護老人ホーム条例		
終期設定	有	無	年度	法令等			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	02-05	高齢者施設の整備・運営支援				
目的	(特養)家族とともに生活することが困難な介護を要する高齢者に対して、日常生活を営むために必要な介護等を提供する。 (SC)在宅の虚弱又は機能障害のある高齢者が寝たきりにならないようきめ細やかなサービスを実施する。						
対象者等	(特養・SC)介護保険法で定める利用基準に該当する者 (特養)家庭で家族とともに生活することが困難な65歳以上の高齢者 (特養)寝たきり、認知症又は食事、排泄、寝起き等、日常生活の大半に介助が必要な高齢者						
内容	(特養)生活指導、面接、身上調査、処遇計画の作成及び実施に関する事 (特養)要介護認定、その他日常生活を営む上で必要な行政手続きの代行に関する事 (特養)診療の補助、看護、保健衛生に関する事 (特養・SC)日常生活の上で必要な介護サービスの提供に関する事 (特養・SC)身体機能の維持向上のための機能訓練に関する事 (特養・SC)健康管理に関する事 (特養・SC)趣味・いきがい活動に関する事 (SC)自立した日常生活を送るために必要な日常動作訓練に関する事 (SC)送迎・入浴サービスの提供に関する事 (SC)利用者及びその家族からの相談受付、指導・助言に関する事						
経過	全ての施設とも、開業時より現在の社会福祉法人へ委託。 12年度から、デイサービス及び機能訓練については、介護保険制度上の「通所介護」として実施。ショートステイ事業を通所サービスセンター事業から特養ホーム事業へ移管。さらに入所者の長期入院等により生じる空床を有効利用する「空床利用型のショートステイ」を開始。 15年度から、介護報酬を委託法人が直接受領する方式に変更した。 16年度から、特養とSC併設の3施設(グリーンハイム、花の木ハイム、サンハイム)は、施設を無償貸付。介護保険外事業を区委託事項とし委託料を支払うこととした。 18年度から、SC単独の6施設(町屋、西日暮里、南千住中部、荒川東部、西尾久西部、東日暮里)は指定管理者方式を導入した。 19年度から、特養とSC併設の3施設は、指定管理者方式を導入した。						
必要性	在宅生活の困難な介護度の重い高齢者にとって特別養護老人ホーム等の入所は必要不可欠である。また、在宅の虚弱又は機能障害のある高齢者が寝たきりにならないようにするためには、機能訓練、趣味・生きがい活動等が実施できる通所介護施設は必要不可欠である。						
実施方法	(3委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) 〔区委託事項〕防災備蓄、建築物等定期点検、利用者負担軽減、地域交流事業、ボランティア育成事業、多目的ホール管理費。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	予算額		88,746	67,961	58,191	40,538	175,450	130,853	103,737
決算額（26年度は見込み）		68,447	47,272	42,493	36,273	167,500	117,685	103,737	
人件費等		15,584	11,561	11,336	9,062	9,996	13,640		
減価償却費				3,781	3,328	3,905	5,543		
【事務分担量】（%）		184	142	130	107	121	164		
合計（+ +）		84,031	58,833	57,610	48,663	181,401	136,868	103,737	
特定財源	国	地域支援事業交付金	656	422	336	648	639	537	537
	都	地域支援事業交付金	328	211	168	324	319	268	268
	その他	地域支援事業交付金	328	211	168	324	319	268	268
	一般財源		82,719	57,989	56,938	47,367	180,124	135,795	102,664
実績の推移	事項名		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	区立特養定員		206	206	206	206	206	206	206
	区立特養ショートステイ定員		28	28	28	28	28	28	28
	区立デイサービス（一般）定員		335	335	335	335	335	335	335
	区立デイサービス（認知）定員		56	56	56	56	56	56	56

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費			報償費		227	報償費		61
食料費			需用費		83	需用費		78
消耗品費	AEDパドル	326	委託料	区委託事業	18,845	委託料	区委託事業	14,671
委託料	区委託事業	12,734	<small>負担金補助及び交付金</small>	南千住中部防災センター一部負担金	669	備品購入費		875
	家族介護教室	928	<small>工事請負費等</small>	サンハイム外壁改修工事等	97,861	<small>負担金補助及び交付金</small>	南千住中部防災センター一部負担金	669
<small>負担金及び交付金</small>	南千住中部防災センター一部負担金	632				<small>工事請負費等</small>	荒川東部空調工事等	87,383
<small>工事請負費</small>	花の木ハイム冷暖房機交換ほか	152,880						

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	区立特養稼働率(%)	93.4	94.1	94.2	95.0	95.0	
	区立デイサービス（一般）稼働率(%)	78.4	75.0	75.0	77.0	80.0	
	区立デイサービス（認知）稼働率(%)	56.8	42.8	31.0	45.0	50.0	

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年度以降、区立デイサービスの稼働率が低下している。 福祉避難所の整備について、特別養護老人ホーム・在宅高齢者通所サービスセンターと連携しながら整備を進めていく。 施設の老朽化や人材確保が困難な業界の状況などをサポートしていく必要がある。
	（実施 12 区 未実施 10 区 不明 0 区） 区立の特別養護老人ホームを有する区を挙げた。
他区の実況	

問題点・課題の改善策		
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
	施設ごとに稼働率に差が出ているため、認知症対応型通所介護を運営している5つの区立施設の情報共有を進める。	認知症対応型通所介護の利用状況が施設運営に及ぼす影響を注視する。
	一次、二次避難所で共同生活が困難な人が、安心して避難ができる福祉避難所としての協定を締結したことから、施設と連携し、避難所運営の課題整理を進めていく。	避難所運営に必要となる、災害備蓄品（食料品・消耗品・備品）について充実を図る。
	施設の老朽化に伴い、修繕が必要な設備については、指定管理者と連携の上、優先順位をつけて対応していく。	併せて、「中長期改修計画」に基づき、各設備の修繕について適切に対応する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
推進	推進	

議（要旨）	況（要旨）
-------	-------

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-01-18	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	福祉避難所整備事業費		部課名	福祉部福祉推進課	課長名	山本	
			担当者名	嶋林	内線	2618	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）	01-24-01	福祉避難所整備事業費					
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）		建設事業		それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	25年度	根拠	災害対策基本法、荒川区地域防災計画		
終期設定	有	無	年度	法令等	荒川区避難所運営基準		
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	02-11	福祉の基盤整備				
目的	災害によって住居等が損壊や火災等のため使用できなくなった、高齢者や障がい者のうち要介護度や障害の程度が高く、一次、二次避難所での生活が困難な避難者が避難するための福祉避難所を整備する。						
対象者等	[福祉避難所指定予定施設]（高齢者の福祉避難所のみ） ・ 各区立特別養護老人ホーム ・ 各区立在宅高齢者通所サービスセンター ・ 各法人立特別養護老人ホーム ・ 養護老人ホーム「千寿苑」						
内容	荒川区地域防災計画に基づき、高齢者の福祉避難所として14施設（収容人数約600人）を、また、障がい者の福祉避難所として13施設（収容人数約800人）を整備していく。 平成25年度については、各福祉避難所指定予定施設の指定管理者との間で、「協定書」を締結した。 平成26年度以降は、訓練等を実施するとともに、避難所運営に関する詳細について検討していく。 また、避難所運営に必要となる、災害備蓄物品（食料品・消耗品・備品）について順次配備していく。						
経過	平成24年7月	福祉避難所指定予定施設	施設長会議				
	平成25年3月	荒川区地域防災計画修正					
	平成25年12月	指定管理者との「協定書」締結					
	随時	災害備蓄物品の配備					
必要性	平成24年4月に東京都防災会議が発表した「首都直下地震による東京の被害想定」からも、最大被害時における区内の避難者数は94,000人を超えると想定されており、中でも災害弱者となる高齢者や障がい者の避難する福祉避難所の整備は急務となっている。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 平成25年度 指定管理者の協定締結、災害備蓄品の配備 平成26年度 訓練の実施、災害備蓄品の配備						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
予算額						13,440	2,262	
決算額（26年度は見込み）						10,205	2,262	
人件費等					3,304	7,069		
減価償却費					1,291	2,873		
【事務分担量】（%）					40	85		
合計（+ +）	0	0	0	0	4,595	20,147	2,262	
特定財源								
国								
都								
その他								
一般財源	0	0	0	0	4,595	20,147	2,262	
実績の推移	事項名							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
収容可能人員						600	600	

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
			需用費	食料品、消耗品	6,640	需用費		0
			備品購入費	災害用備品	3,565	備品購入費	災害用備品	2,262

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	収容可能人員			600	600		

（問題点・課題分析）	福祉避難所の整備においては、指定管理者との連携や災害備蓄品の配備のみならず、避難所運営にかかるマンパワーの確保や防災無線などの連絡体制の整備、ケアプランや見守り名簿の整理など、多くの課題を整理する必要がある。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策	
平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
福祉避難所の運営に必要なマンパワーの供給策を民間事業者の協力も視野に入れ、区と指定管理者が連携のもと検討していく。	福祉避難所の運営に必要なマンパワー供給策の取りまとめ。
平成25年度に指定管理者と締結した「協定書」を基に、詳細な役割等について調整していく。	平成26年度に実施する訓練を基に、各福祉避難所指定施設が自主的に訓練を実施できるよう、環境を整備していく。
避難訓練等を実施するとともに、不足する災害備蓄品や運営上の課題点を抽出していく。	各福祉避難所指定施設との連絡体制の構築。防災無線等の設備機器の配備。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
継続	継続	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会を形成するため、必要不可欠な事業であり、必要性が極めて高い。

議（要旨）	況（質問状）
-------	--------

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-01-19	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	老人福祉センター管理運営	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	山本	担当者名	早川
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）	01-01-01	老人福祉センター事務費					
	01-01-02	営繕費					
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）			建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	45年度	根拠法令等	荒川区立荒川老人福祉センター条例・施行規則		
終期設定	有	無	年度				
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	02-01	高齢者の社会参加の促進				
目的	高齢者が、老人福祉センターにおける生活相談・健康相談・機能訓練や各種行事・講座・教室へ参加することで、住み慣れた地域の中で教養を高め、明るく豊かな高齢期を過ごすことができるようにする。						
対象者等	満60歳以上の方						
内容	[住所] 荒川区荒川1-34-6 [敷地面積] 777.68㎡ [延床面積] 2,021.17㎡ [構造] 地下1階地上4階建 [施設内容] 機能訓練室・相談室・いこい室・娯楽室・茶室・浴室・会議室等 生活相談（介護・福祉・就労等、生活全般の相談） 健康審査・相談（嘱託医による問診・血圧測定などの健康審査） 機能訓練（脳卒中などによる後遺症や身体機能の低下が認められる要介護認定非該当の方を対象） 入浴サービス（各定員30名、午後1時～3時、火曜（男性）、水曜（女性）、土曜（男女隔週）） 各種行事（新春行事・文化祭行事・高齢者福祉週間行事・吟詠大会・荒川区高齢者芸能大会等） 各種教室・定例事業（書道・墨絵・ヨガ・太極拳・フラダンス・茶道・あみもの・英会話・華道・詩吟・朗読・絵てがみ・硬筆・ソシアルダンス・そろばん・IT講習会・公開講座等） いこい室事業（カラオケ・民謡・踊り・各種大会等）						
経過	昭和45年12月1日開設。平成6年12月1日全面改築に合わせて荒川老人福祉センターと荒川東部在宅高齢者通所サービスセンターを併設した高齢者センターとして開設。平成7年4月より荒川区社会福祉協議会に管理運営を委託。						
必要性	一人暮らし等に伴う孤独感の解消や介護予防の推進とともに、仲間づくり、生きがいの創出、社会参加の機会確保という観点からも、高齢者向けに各種相談・行事・講座・教室等を実施する施設が必要である。						
実施方法	（3委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 社会福祉法人荒川区社会福祉協議会を指定管理者として荒川老人福祉センターの管理運営を委託する。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
予算額	65,236	65,670	73,005	61,522	62,320	70,706	123,368	
決算額（26年度は見込み）	62,118	57,984	64,623	59,801	60,256	60,850	123,368	
人件費等	1,609	896	1,570	1,661	1,375	1,392		
減価償却費			523	715	655	676		
【事務分担量】（%）	19	25	18	25	20	20		
合計（+ +）	63,727	58,880	66,716	62,177	62,286	62,918	123,368	
特定財源								
国								
都	1,115	494	732	731	628	627	778	
その他	41	181	167	165	147	161	180	
一般財源	62,571	58,205	65,817	61,281	61,511	62,130	122,410	
実績の推移	事項名							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
生活相談・健康審査・健康相談延べ件数	2854	4564	5570	5413	6500	5543	6000	
機能訓練・入浴延べ人数	3819	3629	3819	4049	3813	3539	4000	
各種行事・各種教室延べ人数	14282	15003	18080	17565	16496	17371	16500	
いこい室・会議室延べ人数	20534	20277	19917	21802	22458	23906	22200	

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	人件費	43,270	委託料	人件費	36,508	委託料	人件費	44,197
	管理費	11,105		管理費	12,680		管理費	14,706
	事業費	5,881		事業費	6,186		事業費	6,519
			工事請負費	浴室改修工事	5,476	工事請負費等	空調工事	57,946

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	生活相談・健康審査・健康相談・機能訓練・入浴(%)	17.1	19.5	18.7	19.0	19.0	総入館者数に対する事業等参加人数の割合
	各種行事・各種教室(%)	31.7	31.3	29.2	35.8	30.0	総入館者数に対する事業等参加人数の割合
	いこい室・会議室(%)	39.3	42.6	49.3	50.0	50.0	総入館者数に対する事業等参加人数の割合

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> 第5期荒川区高齢者プランに基づき、老人センターにおいても介護予防に重点を置いた事業を実施していく必要がある。 年々入館者数が増えてきており、幅広い年齢層に対応する必要がある。各種教室について、利用状況等を確認しながら更新を行い好評であるため、引き続き利用者の声を聞きながら取り組む。 施設の老朽化が目立ってきている。各設備については「荒川区公共建築物中長期改修計画」に基づき、適切に改修する。
	（実施 19 区 未実施 3 区 不明 0 区） 当老人福祉センターと同程度の活動内容である高齢者施設を有する区を挙げた。
他区の実況	

問題点・課題の改善策		
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
	介護予防に重点を置くよう、老人センターの事業について実施する。	26年度に実施する事業について検討を行い、今後の事業について検討する。
	各種教室について、利用者の声を聞きながら、ニーズにあった教室・講座をひらく。	引き続き、各種教室について、利用者の声を聞きながら、ニーズにあった教室・講座をひらく。
	その他、修繕が必要な設備については、指定管理者と連携の上、優先順位をつけて対応していく。	併せて、「中長期改修計画」に基づき、各設備の修繕について適切に対応する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
重点的に推進	重点的に推進	高齢者が自発的に介護予防を実践できるよう、魅力ある事業の展開と介護予防の啓発を図る。

議（要旨）	況（質問）
-------	-------